



外
交
事
務
省
印

在韓日本私有財産に関する日本政府の主張
(主張の外郭を有する)
「在韓日本私有財産の法的性格は一般的には國際法の諸原則によつて律せられてゐるが、具体的には対日平和条約第四条の項（特に米軍政府の命令第三十三号の關係）及び同平和条約第八条一等に同条と本件財産引渡しに関する米韓協定との關係）によつて規定されている。」

「日本は米軍政府の処分の効力を認めたわけであるが、これは占領軍が國際法上違法に行つた財産の処分は、日本にはこれを有効なものとして認め、その効力について争うこととはしないという意味であり、占領軍の権限を超えた違法の処分まで合法であると認めるのではない。」

「軍令第三十三号は本件財産が軍政府に付されると規定しているが、これはヘーグの陸戰法規第四十六条が占領軍に対して禁止している私有財産の没収を意味するものではない。即ち

あたかも各國の敵產管理法におけるが如く、あるいは民法上の
信託の概念の如く正当な所有者 *rightful owner* たる原所有者
の請求権は財産の移転とは無関係に常に存続する。占領軍は没
収することはできないが、管理者として敵腳私有財産を処分し
得るが、その対価及び果実は原所有者に返還すべきものである。

米占領軍が以上の意味で所有する財産は米韓協定によつて韓國政府に移転され、日本政府は連合国に対しては平和条約第八条によつてその効力を承認している。また同条の「条約」「收徳」は「平和の回復のため又はこれに関連して行う」ものであり、連合国が敗戦国との直接關係で「平和の回復のため」結ぶ「条約」「收徳」を意味するから、米韓協定のよるな間接的なものは含まれないのではないかといふ疑問を生じ得る。何れにせよ米韓協定は米占領軍の権限全部を韓國に移譲したのではなく、同協定第五条によつて、本件財産が韓國に移管せられ、更にこれを管理する権限又は義務が移されたのである。交戦国として、更に占領軍として当然米軍の有していた処分権を交戦國でも占領軍でもない第三者にアメリカが移譲したとするならばこれは明らかに國際法の原則を無視するものといわなければならぬ。米韓協定によつて韓國は善意の管理者たるの義務を承認したの

であり、故に同協定第五条第三項は「財産の管理及び処分から生ずる現在及び将来のすべての請求権を含むすべての責任」から米國を免責する旨を規定し、代つて韓國がその責に任すべきを明らかにしたのである。

以上の諸点からして日本政府は在韓日本私有財産について全般的に正当の原所有者への返還を要求すると同時に米軍政府のとつた管理及び処分に関する措置並びに韓國政府のとつて單純なる管理措置は日本側としてもその有効性を承認するものである。